

道産木材供給拡大緊急対策事業  
原木生産支援事業

■目的

ロシア産材の禁輸措置等を踏まえ、道産木材の安定供給を図る必要があることから、林業事業体の原木生産に要する燃油高騰分の掛かり増し経費について支援金を交付します。

■交付対象者

北海道林業事業体登録制度に登録している森林組合以外の林業事業体で、道内において原木生産を行った者を対象とします。

■交付対象となる原木生産

令和4年4月1日以降、原木生産を行い、令和5年2月28日までの期間に実績報告が可能なもので、原木生産に係る経費について、国や地方公共団体から補助金等の交付を受けていない、若しくは、今後受ける見込みがないものを対象とします。

※国等から原木生産を請け負う場合は対象とはなりません。

■支援する金額

原木生産量に 1 m<sup>3</sup> あたり75円を乗じて得た額

$$\text{原木生産量 ( m<sup>3</sup> ) } \times 75 \text{円}$$

※ただし、申請期間内に申請額が予算額を超過した際には、支援金額を減額する場合があります。

■申請方法

- 申請期間・・・令和5年1月31日(火)まで
- 提出書類・・・①交付申請書  
②事業計画書  
③誓約書
- 申請先(受付窓口)北海道木材産業協同組合連合会
- 提出方法・・・郵送または持参
  - ・郵送の場合は、当日(1/31)消印有効
  - ・持参の受付時間は、受付窓口の執務時間とします。

■問合せ先

北海道木材産業協同組合連合会  
〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館3F  
TEL (011) 251-0683 <https://doumokuren.jp/>

※森林組合の方は、北海道森林組合連合会にお問合せください。  
〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目1番地9  
TEL (011) 621-4293